



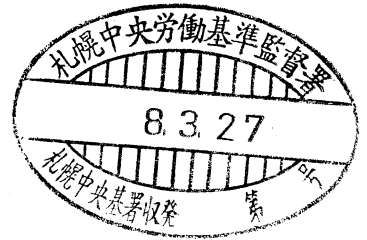
株式
会社

クリーン☆アップ°

<http://www.clean-up.co.jp>



安全運転管理規程





安全運転管理規程

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 この規程は、株式会社クリーンアップ（以下「会社」という。）の職員（以下「従業員」という。）の交通事故を防止するため、会社の業務用車両及びマイカー通勤者等の安全な運転の確保並びに効率的な使用に関し、必要な事項を定めたものである。

(定 義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

一. 車両

自動車、原動機付自転車をいう。

二. 業務用車両

会社が現に所有し、又は現に使用管理する車両をいう。レンタカーの使用も含む。

三. 運転者

従業員のうち、運転免許証の交付を受けている者をいう。

四. マイカー通勤者等

従業員のうち、通勤に車両を利用している者をいう。

(安全運転管理者の選任等)

第3条 道路交通法に規定する安全運転管理者は、給与規程第27条のとおり会社が任命した者とする。

- ② 安全運転管理者を選任したときは、選任したときから15日以内に、事業所の所在地を管轄する警察署長を通じて北海道公安委員会に届け出るものとする。これを解任したときも同様とする。

(副安全運転管理者)

第4条 安全運転管理者の業務を補佐させるため、安全運転管理者のもとに副安全運転管理者を置く。

- ② 副安全運転管理者は、給与規程第27条のとおり会社が任命した者とする。
③ 副安全運転管理者を選任したときは、前条第2項の規定を準用する。

(安全運転管理者の解任)

第5条 社長は、安全運転管理者又は副安全運転管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、解任するものとする。

- 一. 退職、配置替え、又は長期にわたる事故のため、その業務が遂行できなくなったとき。
二. 北海道公安委員会から解任命令を受けたとき。
三. 安全運転管理者又は副安全運転管理者としてふさわしくない行為があったとき。

第2章 安全運転管理体制

(統括責任者)

第6条 第3章に規定する安全運転管理者の業務（以下「管理業務」という。）については、取締役常務が統括する。ただし、重要事項については、あらかじめ社長の承認を得て行うものとする。

- ② 取締役常務に事故があるときは、取締役専務が前項の職務を代行する。

(安全運転管理者の任務)

第7条 安全運転管理者は、取締役常務の指揮を受け、安全運行や車両管理等に関する業務の全般を職務とする。



(安全運転管理者の権限)

第8条 安全運転管理者は、この規定に定めるところにより管理業務の実施に関する権限を有するほか、運転者の人事管理、労務管理及び業務用車両の管理等並びにマイカー通勤者等に対する指示について、必要な範囲内において意見を述べることができる。

(副安全運転管理者の任務)

第9条 副安全運転管理者は、安全運転管理者の指示を受け、管理業務を補佐するものとする。

- ② 安全運転管理者に事故があるときは、その業務を代行するものとする。

(運転者の業務)

第10条 運転者は、第4章に定める運転者服務規律を遵守するとともに、安全運転管理者及び副安全運転管理者の指示に従わなければならない。

第3章 安全運転管理者の業務

(通 則)

第11条 安全運転管理者は、業務用車両の安全な運転の確保と効率的な使用を図るため、この章に規定する管理業務を行うものとする。

(安全運転の確保)

第12条 安全運転を確保するために、安全運転管理者は、以下の各号の行為を下命・容認してはならない。

- 一. 無免許運転
- 二. 飲酒運転（酒気帯び運転及び酒酔い運転のほか、麻薬等使用運転含む）
- 三. 過労運転
- 四. 最高速度違反運転
- 五. 大型車等無資格運転
- 六. 過積載運転
- 七. 放置行為
- 八. その他交通法規に違反する運転

(使用規制)

第13条 業務用車両は、会社の業務以外の用務に使用させてはならない。

- ② 業務用車両を使用しようとする者は、第5章に基づく運転適性検査に合格し、安全運転管理者の承認を得なければ業務用車両を使用してはならない。
- ③ 業務用車両は、業務に関し緊急に必要な場合のほか、第15条に規定する指定運転者以外の運転者に運転させてはならない。
- ④ 故障又は整備不良と認められる業務用車両については、その使用を承認してはならない。

(運転者の適性等の把握)

第14条 安全運転管理者等は、第5章に定める運転適性検査の実施等、車両の運転に関する運転者の適性や技能、知識等を把握し適切な指導を行うとともに、交通法規の遵守について指導しなければならない。

(指定運転者)

第15条 第5章に定める運転適性検査の結果を踏まえ、業務用車両ごとに、適性を有する運転者を指定するものとする。

- ② 前項の規定により指定する運転者（以下「指定運転者」という。）は、運転の指定を受けた業務用車両の使用、手入れ及び点検整備の任に当たるものとする。

(キーの保管)

第16条 業務用車両のキーは、キー収納箱に収納し、保管するものとする。

- ② 業務用車両のキーは、キーの戻し忘れがないように管理課が管理し、確実に保管しなければならない。



(運行計画)

第17条 過労運転や最高速度違反、放置行為等の違反行為の防止を図るために、運転者の能力や健康状態を把握し、適正な配車や運転計画を立てなければならない。

(交替運転者の配置)

第18条 運転者に長距離又は夜間におよぶ長時間の運転を命ずる場合において、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替運転者の配置等の措置をとるものとする。

(異常気象等)

第19条 台風、豪雨、豪雪等の異常気象が予測されるときは、状況に応じて運転者に対して運行の中止等の指示を行うなど、安全運転の確保に必要な措置を講じるものとする。

(点呼、アルコールチェック等)

第20条 第6章に定めるアルコールチェック含め、従業員の服装や健康状態の観察を行い、疾病、疲労その他により安全運転ができないおそれがないかどうかを確認しなければならない。

(車両点検)

第21条 運転者が車両を運転する前に日常点検を実施させなくてはならない。

(応急用具等)

第22条 業務用車両には、次の各号に掲げる応急用具等を備え付けているかどうかを点検してその状況を確認するとともに、その使用方法を習熟させるため、必要な実技訓練を行わなければならない。

- 一. 発煙筒等の非常信号用具
- 二. 道路運送車両保安基準第47条に定める自動車に関しては消火器

(車両担当者)

第23条 車両担当者は、定期的に業務車両の点検を行い、点検記録表を保管する。

(車両台帳)

第24条 車両管理を統括する部署は、車両管理のために次の各号について把握できる台帳を備え付ける。

- 一. 定期点検整備状況
- 二. 車検の有効期間
- 三. 自動車保険の付保状況
- 四. その他車両管理のために必要な事項

(乗務記録表)

第25条 各車両に乗務記録表を備え付け、乗務記録、運行前点検の結果を記録させるものとする。

(運転適性検査)

第26条 運転者の管理及び教育指導に資するため、所属の運転者に対し、第5章に定める自動車の運転に関する適性検査を受けさせるものとする。

(運転者等の教育指導)

第27条 運転者及びマイカー通勤者等(以下「運転者等」という。)に対し、車両の運転に関する知識、技能その他安全な運転を確保するために必要な事項について、効果的に教育指導を行うよう努めなければならない。

- ② 運転者等の教育指導は、運転適性検査の結果及び平素の運転態度の観察等により、運転者ごとに教育指導の要点を把握し、個別に行うよう留意しなければならない。



(健康管理)

第28条 定期健康診断の結果に基づく産業医の就業判定結果や、平素の健康状態及び点呼時の態度等により、常に運転者ごとの心身の健康状態の把握に努め、運転者等の健康管理を図るものとする。

第4章 運転者等服務規律

(心構え)

第29条 運転者は、業務用車両を使用するにあたっては、人命の尊重を旨とし、常に交通法規を遵守するとともに、いかなる事態にあっても交通の安全を他に優先して考え、安全な運転の確保に努めなければならない。

(健全な心身の保持)

第30条 運転者は、安全運転の要諦は健全な心身にあることを認識し、その保持のため次の各号に掲げる事項に配慮しなければならない。

- 一、私生活を規律正しくするよう心がけること。
- 二、常に十分な睡眠をとるよう心がけること。
- 三、同僚との和をはかり、明朗な職場づくりに努めること。

(運転者の服装)

第31条 運転者は、運転職務に支障のない服装を着用しなければならない。

(過労等の申し出)

第32条 運転者は、病気、過労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、必ずその旨を安全運転管理者に申し出なければならない。

(乗車準備)

第33条 運転者は、運転を行うに先だって、次の各号に掲げる事項の点検又は確認を行うものとする。

- 一、運転命令および指示、伝達事項を確認すること。
- 二、運転免許証を確認すること。
- 三、運転前点検を実施し、その結果を乗務記録表へ記載すること。

(運転の変更等)

第34条 運転者は、許可なくして、みだりに運転の経路を変更し、又は指定された車両を他人に運転させてはならない。運転を交代するときは、引継ぎを確実にしなければならない。

(安全運転に専念する義務)

第35条 運転者は、運転中に雑念、考えごと、又は同乗者との雑談を避け安全運転に努めなければならない。

(運転上の遵守事項)

第36条 運転者は、運転にあたって交通関係法令に定められているもののほか、次の各号を守るものとする。

- 一、停車中のバスの側方を通過するときは、徐行又は一時停止する。
- 二、追越し禁止場所および徐行すべき付近において加速し、又は他の車両を追い起さないこと。
- 三、踏切で一時停止し、左右の安全を確認すること。
- 四、踏切を通過するときは、変速操作をしないこと。
- 五、一時停止をするときは、急制動をかけないようにすること。
- 六、勾配の急な下り坂においては、原則としてエンジンプレーキを使用すること。
- 七、狭い道路において歩行者又は軽車両と接近して通行するときは徐行すること。
- 八、貨物を積載して運転するときは、道路又は交通の状況に応じ随時積載状況を点検すること。



(交通事故の場合の処理)

第37条 運転者は、交通事故を起こしたときは、平常心を失うことなく直ちに被害者の救護、所轄警察署への急報、その他の応急措置を行うとともに、その状況を会社に報告しなければならない。

(事故報告書の提出)

第38条 交通事故が発生した場合には、運転者は速やかに事故報告書、再発防止策書を作成し、会社に提出しなければならない。

(交通違反等の報告)

第39条 運転者は、業務車両運転中に道路交通に関する法令違反をしたときは、その状況およびその旨をすみやかに会社に報告しなければならない。また、職務の内外を問わず、交通事故を起こして運転免許停止処分となったときも、その状況およびその旨をすみやかに会社に報告しなければならない。

(身上異動等の報告)

第40条 運転者は、運転免許の記載事項に変更が生じたときは、すみやかに当該変更事項を会社に届け出なければならない。

(アルコールチェックを受ける義務)

第41条 運転者は、道路交通法施行規則第9条の10に基づき、安全運転管理者が実施するアルコールチェックを受ける義務がある。

第5章 運転適性検査

(用語の定義)

第42条 運転適性検査に関わる用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

一. 座学(講習)

会社の趣旨を理解し、会社が認めた自動車学校が実施する講習のことをいう。

二. 適性確認(テスト)

㈱電脳 OD 式安全性テスト(企業版)と同等のテストのことをいう。

三. 実技確認(テスト)

会社の趣旨を理解し、会社が認めた自動車学校が実施する安全運転技能実技チェックのことをいう。

四. 基準値を満たさない者

適性確認における運転適性度1~2、かつ安全運転度D~Eの者、又は実技確認におけるC評価の者(実技最低評価を受けた者)のことをいう。適性・技量アッププログラムの受講対象者となる。

五. 適性・技能アッププログラム①

会社の趣旨を理解し、会社が認めた自動車学校が実施する事故惹起運転者教育相当の内容をいう。事故惹起運転者教育相当とは、次の6項目のことをいい、所要時間は凡そ1日(6~7時間)程度とする。

- (1) 運行安全の確保に関する法律の再確認
- (2) 事件事例分析に再発防止指導
- (3) 交通事故に関わる生理的・心理的要因への対処法指導
- (4) 交通事故防止指導
- (5) 危険予測・危険回避の指導
- (6) 実技指導(可能な限り実施)

六. 適性・技能アッププログラム②

会社の趣旨を理解し会社が認めた自動車学校が実施する、対象者の事故低減に必要な内容となる講習(1~2時間程度)のことをいう。



(対象)

第43条 自動車運転免許を有する全ての役員並びに従業員を対象とする。ただし、業務又は通勤の何れにおいても自動車を運転しない者については使用車両を制限される対象とはならず、適性・技量アッププログラムへの参加も任意とする。会社が実施する運転適性検査は事故発生者を除き最大1年に1回を限度に受講するものとし、新入職者及び在籍者の同年重複しての実施は行わないものとする。

(内容)

第44条 運転適性検査の実施時期及び内容は次の各号に定めるとおりとする。

一. 新入職者

入社後速やかに座学（講習）・適性確認（テスト）・実技確認（テスト）を受け、基準値を満たさない場合は使用車両の制限を行う場合がある。制限された場合は許可された車両のみ運転可能とし、資格手当があるものについては、使用が許可されたもののみ支給する。

二. 在籍者（60歳以上）

60歳に到達する年度以降の、免許更新ごとに座学（講習）・適性確認（テスト）・実技確認（テスト）を受け、基準値を満たさない場合は使用車両の制限を行う場合がある。制限された場合は許可された車両のみ使用可能とし、資格手当があるものについては、使用が許可されたもののみ支給する。

三. 事故発生者又は基準値を満たさない者

事故発生者のうち、安全運転管理者が必要と認めた者及び基準を満たさない者で、適性確認運転適性度3～5、かつ安全運転度D～E、かつ実技運転評価Cの者は、適性・技能アッププログラム①に速やかに参加しなければならない。それ以外の事故発生者及び基準を満たさない者は、適性・技能アッププログラム②に速やかに参加しなければならない。

(使用車両の制限)

第45条 運転適性検査、適性・技能アッププログラムの結果により、安全運転管理者の判断・指示にて使用車両の制限を行う。なお、健康状態が影響すると思われる場合、必要な診断を求めることがある。

- ② 使用車両の決定は、運転可能車種管理一覧表にて決定し会社並びに該当者本人へ通知する。この場合、車両種別（大型・中型・大型特殊ほか）や車両（No.〇〇〇〇汚泥吸引車、No.〇〇〇〇TVカメラ車など）を指定できるものとする。
- ③ 前号の決定は、安全運転管理者が必要として受けさせる又は定期的実施される適性確認並びに実技確認の結果によって見直すことができるものとする。

(運転適性検査を拒否する者への対応)

第46条 座学（講習）・適性確認（テスト）・実技確認（テスト）の参加を拒否した場合、業務上又はマイカーの通勤を認めない場合がある。

第6章 アルコールチェック

第47条 道路交通法施行規則第9条の10に基づき、安全運転管理者は業務として運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、事業所備え付けのIC運転免許証リーダー運動型アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう）を用いて確認を行う。なお、この確認はあらかじめ事業所において指定した「安全運転管理者の業務を補助する者」が、安全運転管理者の指示を受け確認・記録し、異常が検知された場合には速やかに安全運転管理者へ報告する。なお、安全運転管理者が事業所不在の場合には、電話やメール等で速やかに報告し指示を受ける。

- ② 前号の規定による確認の実施のため、アルコール検知器は常時有効に管理し保持する。

(出勤前の対応)

第48条 業務用車両又はマイカーを使用して出勤する場合、運転開始前に携帯型のアルコールチェッカー（国家公安委員会が定めるもの）を使用し、酒気帯びの有無について確認を行う。

(出張時の対応)

第49条 出張先で業務として運転する場合には、携帯型のアルコールチェッカー(国家公安委員会が定めるもの)を使用し、現場代理人が安全運転管理者の代わりに酒気帯びの有無を確認し、その結果を電話にて安全運転管理者に報告する。

(記録の作成及び保管)

第50条 第48条の規定による確認の内容を次の各号のとおり記録し、その記録は1年間保存する。

- 一. 確認者氏名
- 二. 運転者氏名
- 三. 車両番号
- 四. 確認の日時
- 五. 確認の方法(アルコール検知器の使用の有無、対面でない場合は具体的方法)
- 六. 酒気帯びの有無
- 七. 異常時指示事項
- 八. その他必要な事項

(異常値が出た場合の対応)

第51条 アルコール検知器を用いた検査の結果、異常値が検出された場合には、安全運転管理者へ報告する。1時間後に再測定し、再測定の結果アルコールが検知され続ける場合は、就業規則第28条第16号に基づき就業を認めず、その期間は無給とする。この場合、本人の申し出により有給休暇を取得することができる。なお、当該従業員が車両等で通勤している場合においては、タクシー、バス等の公共交通機関、もしくは徒歩にて帰宅させなければならない。但し、事業所備え付けのIC運転免許証リーダー連動型アルコール検知器を用いて、当該従業員のアルコールが検知されなくなった時点以降においては、安全運転管理者が報告を受けた上で、車両等による帰宅を許可する。

第6章 雑則

(講習)

第52条 会社は、北海道公安委員会から安全運転管理者又は副安全運転管理者の法定講習の通知を受けたときは、受講させなければならない。

(表彰・懲戒)

第53条 業務用車両の運転及び整備に関する懲戒は、就業規則第8章に定める基準により社長が行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から改定する。

札幌市中央区南3条西13丁目320番地
株式会社 クリーンアップ
代表取締役 山谷 義徳

